

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成20年7月22日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 意見の対象となった届出に係る公告  
平成20年3月11日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出）
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
ゆめタウン三豊 三豊市豊中町本山甲字六の坪22番ほか
- 3 法第8条第1項の規定により三豊市から聴取した意見の概要
  - (1) 周辺の交通渋滞が予想されるため、渋滞の緩和・解消を目的として、誘導表示・交通整理員の充実により、円滑な交通が確保できるよう努めること。
  - (2) 近隣に小・中学校が存在するため、児童・生徒の登下校時の安全を確保すること。また、店舗内・敷地内において保安員等による巡回を行い、安全対策や夜間等の安全指導に努めること。
  - (3) 建設中は、児童・生徒の通学の安全確保のため、警備員等を配置し、通学の安全に配慮すること。
  - (4) 荷さばき車両や廃棄物収集車両の作業時間を検討し、アイドリング禁止と騒音防止の徹底に努めること。
  - (5) 当該店舗から排出される廃棄物等は、香川県及び三豊市の指導に従い、分別処理を励行し、リサイクル等に主体的に取り組むこと。
- 4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
  - (1) 意見書を提出した者  
三豊市商工会
  - (2) 意見の概要  
交通渋滞の緩和について
    - ・国道11号からの入庫車両の増加により周辺道路における車両停滞の発生が予測されるため、交通整理員の配置等により円滑に車両が進行するよう努めること。
    - ・店舗周辺の幼稚園、小学校、中学校等の通学路における子どもたちの安全管理、駐車場出入口付近における歩行者の交通安全に配慮すること。
- 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び三豊市建設経済部商工観光課
縦覧期間	平成20年7月22日（火曜日）から同年8月22日（金曜日）まで